

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月20日	
山口県知事 殿	
提出者	
住 所 山口県周南市築港町12-7	
氏 名 山九株式会社 周南支店	
支店長 森 健太郎	
電話番号 0834-22-0039	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	山九株式会社 周南支店
事業場の所在地	周南市築港町12-7
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	物流及び機工事業
②事業の規模	136億6百万円
③従業員数	488名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	客先の定修工事、撤去工事施工により、金属くず、がれき類、管理型混合廃棄物、建設混合廃棄物が増加した。 委託運搬⇒中間処理施設⇒リサイクル 委託運搬⇒中間処理施設⇒埋立 委託運搬⇒中間処理施設⇒焼却

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ・支店環境責任者(支店長): 廃棄物処理を含めた支店環境管理関係事項推進の統括 ・支店環境管理担当者: 各グループの廃棄物に関わる契約書及びマニフェストの作成及び運用指導、産業廃棄物処理完了後の契約書・マニフェスト原紙保管及び官公庁報告 ・グループ環境責任者: グループ内で発生する廃棄物の管理・処理方法の選定、廃棄物処理業者の選定・契約確認 ・グループ環境管理担当者: 事業系一般廃棄物を含めた契約書の作成、マニフェスト発行及び期限管理等の廃棄物処理に関する事務手続き ・工事責任者: 工事現場から発生する廃棄物の処理に関する環境管理担当者として、契約書の作成、マニフェスト発行及び期限管理、支店環境管理担当者への報告			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り分別処理する処理業者を選択して委託する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 令和6年度は、主要客先である徳山・新南陽地区化学工場の定修工事及び撤去工事が重なったことで、金属くず、がれき類、管理型混合廃棄物、建設混合廃棄物が増加したが、本年度は、定例通りの工事となることから1,000 t以下と予測し計画する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 可能な限り分別処理する処理業者を選択して委託する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取り組みを確実に継続する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施例なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施例なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施例なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) - 委託先処理業者の許可条件、処理能力を確認の上、委託基準に則り、委託契約を行うと共に、適切に処理されていることをマニフェストで確認している。 - 委託先処理業者の中間処理施設及び最終処分場の現地確認を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 2－ 1 の通り	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記、現状の取り組みを継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2－1

多量排出事業者 名 称	山九株式会社 周南支店	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	物流及び機工事業
-------------	-------------	----------	-----	-------	----------

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	3.1	3.1									3.1	3.1	2.3	3.1						
	廃油	1.6	1.0									1.6	1.0	1.6	1.0						
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	134.5	135.0									134.5	135.0	133.1	135.0	134.5	135.0				
	紙くず	48.5	40.0									48.5	40.0	48.5	40.0	48.5	40.0				
	木くず	107.4	105.0									107.4	105.0	107.4	105.0	107.4	105.0				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不棄物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	651.8	250.0									651.8	250.0	648.8	250.0	651.8	250.0				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	316.0	300.0									316.0	300.0	315.8	300.0	316.0	300.0				
	鋳さい																				
	がれき類	280.7	50.0									280.7	50.0	280.7	50.0	280.7	50.0				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
	管理型混合廃棄物	68.3	15.0									68.3	15.0	59.2	15.0	68.3	15.0				
	安定型混合廃棄物	0.2	0.2									0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2				
	建設系混合廃棄物	60.8	10.0									60.8	10.0	60.8	10.0	60.8	10.0				
	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)	0.02	0.0									0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02				
	石棉含有産業廃棄物	1.5	1.5									1.5	1.5	1.5	1.5						
	計 (A)	1,674.3	910.8	0	0	0	0	0	0	0	0	1,674.3	910.8	1,659.8	910.8	1,668.1	905	0	0	0	0